

戦略Ⅰ．国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化

1. 技術動向、市場動向、我が国の特長を勘案し、以下の国際標準化特定戦略分野について、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行するとともに、その基盤となる施策を充実する。

【目標指標(2020)】

- ①国際標準化特定戦略分野において、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行する。
- ②国際標準化機関で議長や主査になり得る実力を有した国際標準化活動の専門家を若手を中心に育成する。(800人)
- ③国際標準化機関における幹事国引受け件数を増加させる。(150件)
- ④環境保護や「安全・安心」実現に評価方法や規格・基準が重要となる分野において、国際標準を獲得する。(新たに5分野)

(1) 国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行する。

国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップの策定、知財の創出・保護と標準化の一体的推進

(2) 競争力強化戦略の策定・実行のための基盤を整備する。

アジア地域を中心とした共同研究開発プログラムの構築、アジア地域の標準化の組織的な取組、フォーラム標準を含む総合的な支援、国際標準化活動の専門家の育成、標準化に関する検定制度の創設、産業界の意識改革の促進

(3) 知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを強化する。

知的財産マネジメントの実践

(4) 「安全・安心」を普及する。

公正な評価方法の研究・国際標準化の支援、規制・規格の海外発信への支援

戦略Ⅲ. 知的財産の産業横断的な強化策

1. ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。

【目標指標(2020)】

- ①ベンチャー・中小企業における特許制度利用者の裾野を拡げる。
(新たに特許出願をしたベンチャー・中小企業数(累計):約3万社)
- ②ベンチャー・中小企業による海外出願件数を増やす。(約0.8万件→1.2万件以上)
- ③ノウハウ秘匿を含めた知的財産マネジメントをベンチャー・中小企業経営に浸透させる。
(例:各種アンケートから把握される浸透度合いの向上)

(1) 支援施策を充実する。

新たな出願支援策の創設、特許関係料金減免制度の拡充、手続書類作成支援ツールの提供、外国出願支援の拡充

(2) 相談窓口・支援体制を整備する。

ワンストップ相談窓口の整備、ベンチャー・中小企業支援体制の整備、地域中小企業のブランド構築支援、地域の食材を核とした食文化のブランド構築

(3) 普及啓発活動を強化する。

知的財産戦略の普及啓発、営業秘密管理の浸透、技術の意図せざる国外流出の防止、ブランド構築と知的財産の活用促進

(4) ユーザー参加型の実証実験を推進する。

ユーザー参加型の実証実験

(5) AI(アグリインフォマティクス)システムを開発する。

AI(アグリインフォマティクス)システムの開発

戦略Ⅲ. 知的財産の産業横断的な強化策

2. 産学官共創力を世界最高水準に引き上げる。

【目標指標(2020)】

- ①産学官が大学や公的研究機関の知を活用し事業化へ向けて共創する場を構築する。
- ②国内企業から国内大学や公的研究機関へ支出する研究費を増加させる。(約1000億円→1500億円)
- ③大学や公的研究機関の研究費に占める外国資金の金額を増加させる。(約80億円→500億円)

(1)産学官が共創する場を構築する。

産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築、産学官が研究開発活動を計画・推進する機能の構築、既存の研究拠点の運用面の改革

(2)大学の産学連携力を向上させる。

既存の大学知財本部・TLOの再編・強化、知財管理を含む研究マネジメントに関わる専門人材の育成・確保、大学における普及啓発、外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大

(3)産学連携を促進する環境を整備する。

公的資金による研究成果のオープンアクセス確保、大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し、実効ある産学連携へ向けた予算の見直し・税制の検討

戦略Ⅲ. 知的財産の産業横断的な強化策

3. オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する。

【目標指標(2020)】

- ①オープン・イノベーションに対応した知的財産制度を構築する。(例:登録対抗制度に関する検討、検討結果に応じた必要な措置)
- ②権利の安定性を向上させる。(例:再審の問題やダブルトラックに関する検討、検討結果に応じた必要な措置)
- ③特許審査順番待ち期間を世界トップクラスに短縮する。(2013年に審査順番待ち期間を11か月)
- ④ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度を構築する。(例:商標制度の見直しに関する検討、農林水産物・食品の地理的表示を支える仕組みに関する検討、検討結果に応じた必要な措置)

(1)オープン・イノベーションへの対応も含め、知的財産を活用した活動を支える知財制度を構築する。

知財活用を促進する制度整備、営業秘密の保護強化、職務発明制度の運用、ブランドの構築の取組を促進する制度整備

(2)権利の安定性を向上させる。

権利の安定性の向上

(3)特許審査の運用を改善する。

特許明細書の記載要件の検討、特許審査の迅速化

戦略Ⅲ. 知的財産の産業横断的な強化策

4. 低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。

【目標指標(2020)】

- ①海外事業展開に対応してグローバルな特許を低コストかつ効率的に取得できる環境を整備し、特許の海外出願比率を高める。
 - ・日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基盤を整備する。
 - ・海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ(PPH)利用可能率を高める。(約70%→90%)
- ②東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備する。
 - ・UPOV91年条約への新規加盟国を得る。・審査方法を共通化する。・審査データの相互利用を開始する。
- ③主要国・地域(アジアなどの新興国を含む)がACTAの加盟国となる。
- ④国内外の模倣品・海賊版により被害を受ける日本企業の割合(模倣被害率)を、被害の撲滅に向け、大幅に引き下げる。
(例:日本企業の模倣被害率を25%→12%)

(1) 特許審査のワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。

特許審査ワークシェアリングの拡大

(2) 特許制度の国際調和を推進する。

特許法条約加盟に向けた制度整備、実体特許法条約の議論の推進

(3) 使用言語の違いに起因する負担を軽減する。

使用言語の違いに起因する負担の軽減

(4) 植物新品種保護制度の共通基盤を整備する。

植物新品種保護制度の共通基盤整備

(5) 途上国の知的財産環境を整備する。

途上国の知的財産環境整備

(6) 模倣品・海賊版対策を推進する。

ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大、二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化